

安全の手引き

2021年3月

在ソロモン日本国大使館

(改訂版)

目 次

（１）安全対策の基本的な心構え	5
（２）連絡体制の確保	6
（３）旅券の取り扱い	7
（４）ワントーク・システムについて	7
2. 防犯対策	7
（１）防犯の心構え	7
（２）犯罪の特徴及び発生状況	8
（３）各種犯罪に対する具体的注意事項	8
（４）防犯チェックリスト	11
3. 緊急事態発生時の処置基準	11
（１）クーデター、暴動等	12
（２）自然災害	14
（３）海外危険情報	14
（４）緊急用準備品リスト	17
4. 交通事情及び交通事故対策	17
（１）交通事情	17
（２）事故に遭遇したとき	17
（３）交通事故対策	18
5. テロ・誘拐対策	18
6. 感染症予防	19
7. 緊急連絡先及び主要機関一覧	19
（１）緊急連絡先（大使館、警察、消防、医療等）	19
（２）主要機関一覧表	19

付属資料

- | | |
|-------------|-------|
| ● 防犯チェックリスト | 別紙第 1 |
| ● 緊急用準備品リスト | 別紙第 2 |
| ● 緊急連絡先等 | 別紙第 3 |

改訂作業一覽表

2006年12月		
2009年 1月		
2010年 2月		
2011年 2月		
2012年12月		
2013年12月		
2014年12月		
2016年 2月		
2017年 1月		
2018年12月		
2020年 1月		
2021年 3月		

はじめに

テレビの海外危険情報の報道にも見られますように海外における事件、事故などの被害に遭遇される日本人の数は年々増加傾向にあり、その被害内容も多種多様です。また、地域によってもその被害内容には違いがあることは既に海外でご活躍されている皆様においては、十分ご承知のことと存じます。

本マニュアルは、当国の事情を踏まえ、生活、防犯、緊急事態、交通事情、テロ・誘拐（一般論）と大きく5つに分け、皆様が当地において安全に過ごし、また何らかの事態が発生した場合に的確・迅速に対応していただくために作成しました。

本マニュアルの内容は常識的な事柄が多いですが、これを機会に皆様が、万一、緊急・非常事態に遭遇した場合に落ち着いて行動するための一助になればとの願いのもとに作成しましたので、どうぞご一読頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、このマニュアルに関するご質問、治安及び防犯についてのご相談、さらには被害に遭った場合の処置等については、昼夜を問わず大使館領事・警備担当官へご連絡ください。

在ソロモン日本国大使館
(TEL:+677 -22953(代)/ FAX: 677-2100)

1. 日常生活における心構え

(1) 安全対策の基本的な心構え

(イ) 自分と家族の安全は自分たちで守る

当国は、全般的に治安が良いとは言えません。部族紛争後、15年以上絶ち治安情勢は改善されましたが、未だ種々の問題があります。このような状況の中では、何よりも自分と家族の安全は自分たちで守るという強い心構えが大切です。

(ロ) 予防が最良の危機管理

事件、事故、災害などに巻き込まれてしまってからでは遅すぎます。予防こそが最重要の危機管理であることを肝に命じ、予防のために必要な努力と経費を惜しまないようにしてください。家族、社員全員が怪我もなく、無事に帰国できればそれまでに費やした安全のための経費は最も価値のある投資といえます。

(ハ) 悲観的に準備し、楽観的に行動する

「備えあれば憂いなし」。常に最悪の事態を想定し、物心両面から準備を行い、万全の対策を講じた上で、日々の生活に注意しながらも楽観的に生活することが重要です。

(ニ) 住宅面の安全確保

近年家屋侵入が増加しています。住宅は生活の基盤であり、その安全を確保することは最優先事項です。住宅の安全が確保されなければ、仕事や日常生活に悪影響を与える結果となりかねません。従って、住宅の選択には十分な時間を費やして検討し、可能な限り費用をかけることが必要です。

(ホ) 現地社会に溶け込む

個人の性格も様々ですが、普段から隣人、コミュニティ、在留邦人等と付き合い、良好な関係を築き上げるように努め、様々な個人や組織との間でネットワーク作りを心掛けてください。そうしますと、いざというときに隣人の助けも得られますし、自然と様々な情報が入ってきます。

(ヘ) 情報の入手

当国においての情報は、テレビ・ラジオ・新聞のみでは十分ではありません。それ以外にも、例えば、インターネット（SNSなど）のニュース、豪州、フィジー、ニュージーランド発の海外マスコミからのニュース、そしてココナッツニュースとよばれる現地社会の噂なども一つの情報となります。但し、大きく誤った情報も多々ありますので、これらの情報が正しいものかどうかを選別する目を持つことが重要です。

また、事件、事故が発生した場合には、大使館から E-MAIL による邦人の皆様への情報提供を行っています。

(2) 連絡体制の確保

(イ) 在留届

在留届とは、外国で滞在する際のいわば住民登録です。旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する方は、氏名、旅券番号、連絡先等を『在留届』として在外公館へ提出することが定められていますので、必ず当館へ在留届を提出してください。また、提出後、記載事項に変更が生じた場合には、変更手続きを必ず行ってください。

もし、本届の提出がなされない場合、事件や事故、或いは大災害の際に在留邦人の安否確認又は本邦留守宅への緊急連絡等の援護業務が遂行できません。また、連絡先の変更等に係る記載事項の変更届がない場合には、日本大使館からの連絡が受けられないこととなります。さらに、帰国の前には帰国届の提出をお願いします。帰国の連絡がないままですと、緊急事態に際し、既に帰国している方の安否確認に時間を要し、なすべきところへの連絡が遅れるなど、迅速な安否確認作業の妨げになります。

なお、本届は個人情報保護のために厳重に管理いたします。(3ヶ月以内の滞在予定者、短期滞在者、旅行者の方も外務省が提供する短期渡航者のための海外安全情報配信サービス(たびレジ)に登録いただき、当館からの緊急連絡が受け取られるよう、御活用ください。)

※在留届提出方法はオンラインまたは当館備付けの用紙を用いて直接提出、FAXやE-mailでの用紙送付が可能です。

(在留届)オンライン届出：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

当館では、皆様の連絡先を作成し、緊急事態などの際に利用しております。連絡先は在留届を基に作成をしておりますので、一時帰国または出張、或いは旅行等で長期(1ヶ月以上を目安)に不在となる場合には、出来るだけ大使館まで通報をお願いします。

(ロ) 連絡手段の確立

当国では、時折電話回線が不通となることがあります。携帯電話についても同様です。このような状況で、万一不測の事態が発生した場合には、可能な連絡手段(E-MAIL等)で必要な連絡を行います。また、重大な事態等の場合には本国からNHK海外放送等により必要な情報の提供及び連絡を行います。

このため、FMラジオ又は短波ラジオは、緊急事態発生時の情報収集に大変重要しますので、予め準備をお願いします。また、短距離無線機は若干高価ですが、

長期滞在者の方は緊急時の唯一の通信連絡手段として是非購入されることをおすすめます。

(3) 旅券の取り扱い

旅券（パスポート）を日頃から厳重に管理しておくことの重要性は言うまでもありませんが、**常時6ヶ月以上の残存有効期間があるか否か**を確認しておいてください（有効期限が残り6ヶ月を切っている場合は、直ちに切り替え手続きを行ってください。）

当館ではIC旅券の作成は出来ませんが、旅券発給申請書を当館で受理し、外務本省で作成したIC旅券の発給を行っております。なお、申請から発給まで概ね2～3週間を要しますので、余裕をもって申請してください。

また、旅券の最終頁の「所持人記入欄」には、**漏れなく記入**をお願いします。特に、余白部分に「血液型」を書いておくことをお勧めします。

(4) ワントーク・システムについて

「ワントーク」とはピジン語で「一つの(wan)言葉(tok)」を意味します。つまり、同じ言葉を話す同部族の人々の意味から派生して、同じ村、同じ部族に対する「**仲間意識**」を意味しています。

しかし、これに付随する習慣に「**ペイバック（仕返し）**」があります。これは同一内のワントークが、他のワントークに危害を加えられた場合「**同程度の報復を加えるべし**」という社会の習慣があり、**被害側は加害側のワントーク集団のメンバーであれば誰に仕返ししても構わない**という考え方です。

皆様は、この「**ペイバック**」に**十分注意する必要があります**。もし、**加害者が邦人であった場合、在留邦人全体がペイバックの対象に成り得ます**ので、些細なことでも感情的にならず冷静に行動するように心掛けてください。

2. 防犯対策

(1) 防犯の心構え

当国の犯罪の種類としては、強盗、家屋侵入、置き引き、スリ等の財物奪取を目的とした犯罪が大半を占めています。また、喧嘩から傷害事件や殺人事件になるケース、ペイバックを目的とした犯罪もあります。このほか、傷害、婦女暴行、殺人も発生しています。これらの犯罪は、深夜・早朝に起こることが多いようですが、日中でも起きる可能性は否定できません。人間関係で発生した恨みや嫉妬、喧嘩等のきっかけや、酔っぱらったりすると、突発的に起きる傾向があります。

また、特に外国人住宅を狙い撃ちにした家屋侵入・強盗が発生しておりますので、十分注意が必要です。

(1) 犯罪の特徴及び発生状況

- 夜間のナイトクラブやその周辺地域において、外国人や旅行者に対する強盗事件、泥酔者同士の喧嘩などから傷害事件や殺人事件に進展することがあります。当地では、泥酔者には特に注意が必要です。
- 中央市場など人が沢山集まる場所では、スリの被害に遭うことがあります。その手口は、幼稚なレベルですが、十分注意する必要があります。スリは後ろから近づき、混雑する通路などでポケットやセカンドバックのチャックを開けて中に手を入れて、財布や現金を盗みます。
- 女性を狙った犯罪が増加しており、所持品を強奪される、身体に触れる、しつこく付きまとい金品を要求する等の邦人女性に対する被害も報告されています。
- クリスマスやイースターなどの大型連休前は、家屋侵入・強盗が増加します。
- ドアの鍵をこじ開けたり、窓の鉄格子を壊して、家屋に侵入し、強盗や盗みをするケースがあります。
- 屋外にある物品を盗んだり、駐車してある車両から、カーステレオ、タイヤなどを持ち去ったり、タイヤの空気を抜いたり、傷を付けたりするいたずらが報告されています。
- 家屋泥棒の常習犯は、いろいろな工具を携帯していて、2~3人のグループで行動し、ドアの鍵や防犯用鉄格子などをこじ開けて侵入します。
- 犯罪とはいいきれませんが、当国では土地制度が法的に未整備であるため、知らない土地や海岸に無断で立ち入ると法外な入場料を請求されることがあり対応を間違えるとトラブルになることがあります。

(3) 各種犯罪に対する具体的注意事項

(イ) 強盗等の対策

武装強盗団は金品、電化製品、車両等財物の強奪が目的であるケースが多く従って、強盗に遭遇した場合は先ず身の安全を第一に考え、抵抗せず、所持品を差し出すつもりで、落ち着いて対応してください。

《注意事項》

- ・ 外出時は、**短距離でも車で移動**する。特にカジノやナイトクラブ周辺、人通りが少ない場所では注意が必要。
- ・ 車の乗り降りの際には、不審な者が居ないか等**周囲の状況を確認**する。

- ・ 乗車後、直ちにドアをロックする。
- ・ ゲート出入時（帰宅時，特に夜間）は、周囲の状況を確認し怪しい車両が後続していないか注意する。
- ・ 車で走行中（交通量の少ない道路、郊外）に路上で障害物や車への投石を認めたら停車せず、確実に通り抜けられる状況でない場合は、速やかに引き返す。
- ・ 他人の土地には興味本位で立ち入らない。
- ・ 単独で郊外へのドライブはなるべく避ける（特に女性）。
- ・ 銀行、マーケット、レストラン等を利用する際には、なるべく警備員の配置されている場所又は入口の近辺に駐車する。
- ・ 自動現金支払機で現金を引き出す際には特に周囲に気をつける。
- ・ 大金の入っている財布あるいは現金は、他人に見せない（特に精算時。あらかじめポケットなどに必要な額を用意しておく）。また、大きな買い物をする場合以外は、大金を持ち歩かない、可能な限り小切手を使用して支払いを行う。
- ・ 特別な時でないかぎり華美な服装をせず（特に女性）、なるべく現地社会から違和感をもたれないように心がける。

（ロ）家屋侵入対策

金品がありそうで、防犯対策が十分でない家屋が被害に遭う傾向があり、一度発生したところは再発の可能性があることを十分注意してください。

このため、独立家屋に居住する場合は、警備員を雇用し、警備用の犬を飼うことが有効です。現地の警備員のレベルは、先進諸国の警備員程高くはありませんが警備員が毎日自宅敷地内にいることが少なくとも抑止力となる効果はあります。なお、警備員との間の人間関係についても、日頃から声をかけるなど無用な反発を招かないよう彼等との間の信頼関係を構築することが必要不可欠です。

《注意事項》

- ・ 防犯フェンス、ゲートの強化（2.5m以上，鋼製，有刺鉄線）
- ・ ゲート及び玄関付近の防犯灯は明るくし、植木等の樹木を撤去することが望ましい。
- ・ 玄関ドアには鍵を増設（2重3重）し、チェーン式よりもデッドロック式またはボルト・バー式のを装備する。
- ・ 窓はドア同様に鍵を増設し、要すれば鉄格子等外部からの侵入を防げる対策を講じる。
- ・ 外出時には、必ず全部屋の窓を施錠する。

- ・ 隣家の屋根等に面する窓があり、そこからの侵入が可能と思われる場合は、鉄格子又は有刺鉄線を設ける。
- ・ 侵入警報装置や緊急通報装置を設置し、良質のガードマンを雇用する。

(ハ) 車両窃盗対策

高価な物に目をつけて車両窃盗事件、車上荒らし等が発生しています。

《注意事項》

- ・ 購入と同時に、任意保険に加入する。
- ・ 盗難防止装置を付ける。
- ・ 道路脇からの投石等に対処するため、セキュリティー・フィルム又は飛散防止フィルムを窓ガラスに貼る。
- ・ 人目に付かない暗い場所等に駐車しない。
- ・ 短時間といえども、車から離れる際はドアをロックする。
- ・ 車から離れるときには、絶対に車内に貴重品やバッグ類を車外から見えるところに残さない。
- ・ 車の鍵は、必ず自分で管理し、他の者に複製する機会を与えない。

(ニ) 暴行対策

当国では警察への信頼の低さ、あるいは、初等教育すら終了していない人材や就職機会が少ない等の様々な理由により、未就労者が市街に溢れており彼等のフラストレーションが増大していることが予想されます。そういった状況から、暴行（婦女暴行を含む）に対する警戒が必要です。最近ではタクシーやバス内で運転手や車掌等からの女性をターゲットにした暴行事件が多発しています。

《注意事項》

- ・ 昼間でも、人通りの少ない場所での一人歩きや、駐停車はしない。
- ・ 短距離でも、可能な限り車で移動する。
- ・ 現地人男性がたむろしているような場所へは近づかない。
- ・ 派手な服装又は露出部分の多い服装での外出は控える。（特に太ももの露出は避ける）
- ・ 郊外へのドライブは、必ず男性同伴かつ複数の車で行く。
- ・ 単独でのタクシー及びバス利用は控える。
- ・ 見知らぬ来訪者は、絶対に家の中へ入れない。また、いきなり玄関に来た場合でも、決してドアを開けて対応しない。
- ・ 修理人が派遣されてきた場合には、家に入れる前に派遣元又は大家に電話で確認する。また、家に入れる場合には、できるだけドアを開放しておき、可能であれば付添人を依頼する。

(ホ) スリ対策

マーケットでスリによる被害が発生しています。犯行の手口は、幼稚なケースが多いですが、見知らぬ人が異常に接近してきた場合は要注意です。いずれにしても十分な注意を払うことに心がけ、常に財布などを意識しておくことで、事件を防ぐことができます。

《注意事項》

- ・ マーケットでは、大金を使うことはなく、1000円以下の紙幣やコインを複数所持していれば十分です。1000円紙幣は両替ができないこともあり、大金の入った財布は極力所持しないようにしてください。
- ・ 貴重品等を持ち歩く場合には、必ず体の前面で保持し、ファスナーやポケットは確実に閉めておく。
- ・ 人混みの中を歩く場合は、常に周囲を観察し、特に背後に十分注意する。
- ・ 尾行者の存在を確認する手段として、不意に立ち止まる、歩く速度を変える、突然方向を変えるなどが有効です。
- ・ 所持品をひったくられそうになった場合は、不必要な抵抗は行わない。

(ヘ) 土地問題

当国では、土地制度が法的に未整備であるとともに、一族複数名で土地を所有している場合が多く、小さなトラブルが発端となり村単位での争いに発展してしまうことがあります。

これらの原因は、主に鉱物資源、水、森林、観光資源の使用権といった金銭にまつわる争いが殆どです。

また、このようなトラブルでは、往々にして土地所有者が複数名乗りを上げてくるため、問題がより複雑化します。そして、一部の所有者のみに利用料としての金銭を提供すると、その他の所有者が金銭を要求し始め、これに応じないと嫌がらせを行ったりします。場合によっては所有者同士の争いに巻き込まれるといった事態にもなります。知らない土地や海岸の利用、及び各種プロジェクト実施には、事前に現地の方等から情報収集し、問題のある地域でないかを選別することが必要です。

(4) 防犯チェックリスト

別紙第1のとおり。

3. 緊急事態発生時の処置基準

(1) クーデター、暴動等

当国においては、1998年頃から発生した部族抗争の影響により、右が激化した2000年には邦人を含め多くの外国人が国外退避しました。また、2019年4月には国会議員総選挙及び首相指名選挙の結果に反対する一部の市民によるデモや中国系の商店やホテルをターゲットにした投石被害が頻発しました。

常日頃から上述のような事態に対処できる準備をしておくことが重要です。本項では、緊急事態が発生したときの判断・行動基準を記述しました。万一、暴動等が発生した場合、事態は刻々と変わり、必ずしもマニュアルどおり進まないことが通常ですので、予め自ら準備したものに加えて本書にて知識を蓄えることにより、冷静に行動することが大事です。

(イ) 緊急事態が発生したら

緊急事態が発生した場合又は発生する恐れのある場合には、当館は邦人保護に万全を期すため、情報収集、情勢判断及び今後の対策を講じるため直ちに対策本部を設けます。同時に、在留邦人の安否確認、情勢判断及び対策について随時連絡します。皆様は、流言飛語に惑わされることなく、冷静に行動し、また群集心理に巻き込まれないように注意して下さい。

また、日本国内のご家族などの関係者が在留邦人の皆様を心配されて東京にある外務省領事局海外邦人安全課に安否の問い合わせをする場合があります。その際に、現地日本大使館が在留邦人の所在や安否情報を確保していることはご家族にとって安心に繋がります。従って、緊急時の際には、当館との連絡を密にしてください。

(ロ) 情勢の把握

当館は、あらゆる機関から情報を収集し、在留邦人の皆様に必要な情報を提供します。これらの伝達手段は、以下のとおりです。

◆電話連絡

◆外務省ホームページの海外安全情報

◆E-MAIL（領事メール（送信専用）または大使館代表メール）

なお、当館の代表E-MAILアドレスは以下のとおりです。

japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

◆在ソロモン日本国大使館ホームページ

https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆NHK国際放送

（周波数などの詳細はインターネットで確認。URL：<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/>）

(ハ) 当館への通報及び行動要領

緊急時に皆様が独自で知り得た情報は、些細なことや信憑性の薄い情報でも構いませんので、遠慮なく直接当館へ通報して下さい。また、自分やご家族あるいは邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ場合又は及ぼす恐れのある場合は、当館まで通報して下さい。当館では、被害状況や情報の信憑性を確認して、警察や外務省に対して善処を求めるなどの対応を行います。

次に行動要領ですが、付近が特に危険でなければ、特別な指示がない限り自宅又は職場で待機して下さい。しかし、自宅又は自宅周辺が危険な状態に陥った場合、あるいは危険が急迫したと判断した場合等避難する必要が生じた際は、以下の事項に注意して行動して下さい。

● 避難経路を想定する。

2000年の部族抗争が激化した時期に、ホニアラ市内を横断する唯一かつ主要な道路が一時的に分断され、結果的にホニアラ市内が、中心部、西部、東部地区に一時的に分断されましたので、避難経路を常日頃から想定しておくことが大事です。避難する場合は警察当局からの情報、ラジオ、大使館情報、当日市内を実際に移動した人からの情報（噂などではなく実際に目撃した情報が大事）などで確認して、慎重に行動してください。また、中華街、官公庁、商店街は、暴動が発生すると標的となりやすい場所でもあり、近づかないことが肝要です。

● 時機を失せず退避し、退避後は速やかに大使館へ連絡する。

● 当館で、予め避難場所を指定します。お近くの場合は、避難を検討して下さい（大使公邸についてはお問合せ願います。）。

★避難場所

○市内中心部：メンダナホテル、もしくは大使館

○市内西部：大使公邸（タンダイ地区）

● 避難の際には、必要物品を持参し行動する。

● 自力での移動が困難な場合は、速やかに大使館まで連絡する。

(ニ) 国外への退避

事態が悪化し、各自又は会社等の判断、あるいは外務省の勧告により自発的に帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を必ず当館へ通報して下さい。当館への連絡が困難であった場合は、退避後速やかに当館（22953及び7494469、7494466、7494465）又は外務省領事局海外邦人安全課（外務省代表：03-3580-3311）へ通報して下さい。

★外務省が「退避勧告」を発出した場合

① 「定期便が運行している場合は、これを利用し早急に国外へ退避。

② 定期便が満席の場合は、臨時便又はチャーター便にて退避。

③ 上記のいずれも利用できない場合は、大使館の指示に従って下さい。

なお、事態の如何によっては、第三国軍用機又は同軍艦艇（あるいは我が国自衛隊機又は同自衛隊艦艇）により退避する可能性もあります。

また、当館から退避のための集合指示が発出された場合には、先に述べました退避場所を連絡しますので、そこへ集結して下さい。この際、多少の非常用物資等を持参し、携行荷物は必要最小限にして下さい。

(2) 自然災害

近年、日本において、国民1人1人の自然災害に対する危機管理意識が高まってきており、各自又は各家庭で緊急用品の購入や諸対策を講じています。

当国においても、地震、津波、サイクロン、洪水等の自然災害は、時と場所を選ばず何時訪れるか判りません。これらの災害は概ね予知することが困難であるため、日頃から諸準備を備えておかななくてはなりません。このため「緊急用準備品リスト」に示す事項を参考に、各自又は各家庭において必要物品を購入するとともに水、食料等の備蓄に心掛けて下さい。

(3) 海外危険情報

外務省では、各国毎に以下のような海外危険情報をホームページにて掲載しています。

アドレス：<https://www.anzen.mofa.go.jp>

(イ)「スポット情報・危険情報・感染症情報」

・「スポット情報」

限定された期間、場所、事項についての安全対策の観点から、個別に取り急ぎ発出する情報です。

・「危険情報」

最新の現地治安情勢やインフラの情報です。また、危険情報のカテゴリーは下記のとおり4段階文章標記で示しております。ただし、具体的な危険の態様や対応策は国ごとに異なりますので、本文においてはその国の情勢に応じた具体的な表現振りがとられています。例えば、同じ「十分注意して下さい」のカテゴリーであっても、現地の情勢に合わせた多彩な書き方を付けることにより、更にきめ細かな情報提供を行うようにしました。

<p>「レベル1： 十分注意してください」</p>	<p>その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。</p>
<p>「レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。」</p>	<p>その国・地域への不要不急の渡航は止めて下さい。渡航する場合には特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとってください。</p>
<p>「レベル3： 渡航は止めてください (渡航中止勧告)」</p>	<p>その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めて下さい。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して待避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)</p>
<p>「レベル4： 待避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告)」</p>	<p>その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ待避して下さい。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めて下さい。</p>

これらは、情勢の変化に応じて新たに発出が行われ、「緩和」、「引き上げ」、「対象地域の拡大（縮小）」あるいは「解除」されます。場合によっては、1週間のうちに数度内容が変更されるということもあります。また、1度発出された「渡航情報」は、特に大きな情勢の変化がない場合でも、3ヶ月ごとにその内容が見直されており、「継続」という形で発出されます。

当国から第3国へ渡航する場合は、まず目的地の「渡航情報」を確認してから計画を立案して下さい。ただし、「渡航情報」は法令上の強制力を持って渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではありませんので、渡航の際には、一人一人が観光・留学や経済活動などの目的を踏まえ「自分の身は自分で守る」の心構えを持ち、「渡航情報」やその他の安全情報を参考として、自ら判断し安全対策に努めることが大切です。

・「感染症危険情報」

「危険情報」の4段階のカテゴリーを使用しつつ、WHO等国際機関の対応や発生国・地域の流行状況及び主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。

<p>「レベル1：十分注意してください」</p>	<p>特定の感染に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。</p>
<p>「レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。」</p>	<p>特定の感染に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。</p>
<p>「レベル3： 渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）」</p>	<p>特定の感染に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。</p>
<p>「レベル4： 待避してください。 渡航は止めてください。 （退避勧告）」</p>	<p>特定の感染に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。</p>

※感染症特有の注意事項例

皆様に分かりやすい情報とするため、4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症の注意事項を状況に応じて追加で付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて柔軟に注意事項を付記していきます。

- ・「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）待避を検討してください。」
商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。
- ・「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）待避を検討してください。」

現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

- ・現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。

WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

(ロ)「安全対策基礎データ」

防犯・トラブル回避の観点から役立つ基礎的情報（犯罪発生状況・防犯対策・査証・出入国審査、風俗・習慣・健康、その他滞在中時の留意事項）

(ハ)「テロ概要」

国内におけるテロ組織の動静に関する情報

(4) 緊急用準備品リスト

別紙第2のとおり。

4. 交通事情及び交通事故対策

(1) 交通事情

当国は、全般的に運転技量が未熟なドライバー及び交通ルールを守らないドライバーが多く、また整備不良車が多数走行しています。その上、道路の整備状況が極めて悪いため渋滞や事故を招いているのが現状です。

日本や欧米社会と大きく違う点は当国では「車優先」であり、歩行者は注意して歩かなければならないということです。整備された横断歩道がないため、特に幹線道路の横断は、左右の安全を十分確認して急いで渡る必要があります。

また、運転の際は、車により速度が極端に遅かったり、スピードを出し過ぎている車などが混在しています。加えて路面状況が悪いため、急停止する車や蛇行運転、飲酒運転をしている車もあるので、運転中の一瞬のよそ見が大きな事故につながる可能性もあります。歩行者は道路を横断するため急に飛び出してくることもありますし、また夜間は街灯が薄暗い、または設置されていない場所も多いので、慎重に運転しましょう。

(2) 事故に遭遇したとき

万一、事故に遭遇した際には、我々の常識は全く通用しないことを念頭に置かなければなりません。例えば、人身事故を起こした場合、怪我人の介護や警察機関等へ直ちに連絡するのが我々の考えであり義務であると考えますが、当国の場合、事故現場に何十人という人が集まってきて、怪我人の救出もさることながら自らの安全も確保できなくなる可能性があります。即ち、その場の雰囲気により集団で加害者に対し暴行を加える可能性があります。また、軽微な事故でも、協議の上（口頭にて）手切れ金を渡し、解決したかと思えば、後日事務所等に現れお金を要求されたり、仲間で復讐するケースもあります。

被害者になった場合でも、当国民は保険金等の支払い能力が無く、また保険に加入していても保険会社の信用及び補償額が不十分なため、賠償問題については泣き寝入りしてしまうのが現状です。

従って、なかなか得策を見つけることができませんが、一般的に考えられる方法としては以下のとおりですので、これらを踏まえて最善を尽くして事故処理に当たって下さい。

- ◆怪我人が発生したら、可能であれば直ちに自分の車両に乗せ、最寄りの病院へ運び手当を受けさせる。
- ◆決して示談で終わらせることなく、警察に通報する。
- ◆手切れ金を渡す場合、たとえ低額であっても同意書を作成し、再要求等に来させないようにする。
- ◆軽微な事故でも、最寄りの警察に通報する。
- ◆事故発生直後、現場へ多数の野次馬が集まって来た場合、直ちにその場から去り、警察へ向かう。
- ◆事故の加害者となった場合にペイバックの可能性もありますので、本人だけでなく家族や友人、職場関係者等、報復の対象とならないよう行動や言動に十分お気をつけください。

(3) 交通事故対策

皆様は、日頃から安全運転を心掛けておられることと思いますが、今一度以下の安全対策を一読され、事故防止に役立てて下さい。

- 自動車保険に加入する。
- シートベルトは、必ず着用する。
- スモーク・ガラスを装備している車は、視界が悪いため（特に夜間）左右及び後方の確認を確実に実施する。
- 「だろう」運転はせず、相手に譲るつもりで運転する。脇見運転をしない。
- 夜間の運転は、極力控える。
- 繁華街や駐車場等込み合っているところで、速度を落とし、急発進する車に注意する。
- メインロードの夜間や雨天時の走行は、スピードに気をつけ急な横断者には特に注意する。

5. テロ・誘拐対策

当国の治安当局が把握する限り、外国人を対象としたテロ事件及び誘拐事件は今までのところ当国では発生しておりません。

テロに関しましては、当国には国内政治テロ組織、あるいは国外テロ組織は存在せず、過去においてもテロ組織によると思われる事件は発生しておりません。また、当館及び在留邦人、あるいは邦人旅行者を直接目標としたテロの脅威は存在せず、今後も発生する可能性は低いと考えられます。当国の特性上、外国人で賑わう場所或いは外国人専用の店等テロリストの標的となるようなものが殆ど

無いため、その脅威度は低いです。しかし、2001年9月に米国本土で発生した同時多発テロ事件を皮切りに、世界各国で相次ぐテロ事件が発生しており、国際社会を震わせていることもあり世界各国でおきているテロ活動の動きにも注視する必要があります。

誘拐に関しましても、邦人等外国人が誘拐に遭った事件は発生していませんが、犯罪組織が身代金目的等の誘拐の味を覚えてしまうと、一気に増える可能性も否定できませんので、女性及び子供たちの行動（特に単独行動）には注意を怠らないように気を付けて下さい。

6. 感染症予防

新聞報道やラジオから情報を入手する。また当館においても保健省や入国管理局に対して情報収集を行い、必要と思われる情報は邦人の皆様にお知らせします。

7. 緊急連絡先及び主要機関一覧

(1) 緊急連絡先（大使館、警察、消防、医療等）

別紙3を参照願います。

○大使館緊急連絡先（開館時間のみ対応）

代表電話番号：22953、FAX：21006、領事担当官：22703

○夜間・休館日連絡先

領事担当官携帯：7494469、7494466、7460380

(2) 主要機関一覧表

別紙3を参照願います。

防犯チェックリスト

住居選択

1 住居を選択する前に

- 当国の治安などに関するブリーフィングを十分受けたか。
- 警備員の信頼性を把握したか。
- 住居の選択に際し、ほかの日本人の助言を得たか。
- 地域の危険分析を的確に行ったか。
- 危険に応じた「住居安全対策基準」を自分なりに定めたか。
- 市街地図（主に道路）を入手し、図上研究を行ったか。
- 信頼できる住宅業者がいるか。

2 ルートの安全確保

- ルートの道幅は、比較的広くかつ安全か。
- ルートの路面で損傷の激しい箇所を覚えているか。
- 決まった目的地まで行くのに、危険地域を通らなくても済むか。
- 学校やスーパーなど殆ど毎日出かける場所までの安全は十分か。

3 地域の安全確保

- 住居周辺の治安情勢を確認したか。
- 問題地域に隣接していないか。
- 住居の周辺に賊が潜めるような場所はないか。
- 住居が監視される場所が近くにないか。
- 不審者や不審車両に対する警戒が容易か。

4 住居の安全確保

- 独立家屋を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているか。
- 隣の住居の住人等について調査したか。
- 住居への出入り（特に車両）は安全かつ迅速に行える構造か。
- 住居の安全対策は、周辺の住居の安全対策（外観）に比べて同等以上か。
- 家主は住居の安全対策強化に積極的か。

3つの防衛線による住居の安全対策

建物の内外3ヶ所に物理的・段階的な防衛線を設け、これらに人的・物的両面から必要な対策を取り、外部からの侵入などの住居に対する各種の危険から防護するという考え方が極めて効果的です。

◆第1次防衛線（外周の防衛線）

独立家屋の場合には敷地境界線、集合住宅の場合には共通の出入り口（ロビー玄関の外側）。

◆第2次防衛線（建物外周）

独立家屋の場合には住宅建物地域（建物エリア）の外周を構成する線、集合住宅の場合には住宅部分の外周を構成する防衛戦。

◆第3次防衛線（建物内部）

独立家屋、集合住宅いずれの場合も第2次防衛線内に設けた避難区域（通常主寝室）に設定する防衛線。

1 独立家屋の第1次防衛線

【外 塀】

- 外部から簡単に侵入できない構造にあるか。
- 高さや堅牢性は十分か。
- 外壁を乗り越えられる箇所はないか。
- 外塀から直接住居の2階や屋根に忍び込み得る構造にないか。
- 外周に照明設備はあるか。
- 塀の上に障害（例えば鉄条網、忍び返しなど）が設置されているか。
- 侵入警戒装置、TV監視装置などが設置されているか。
- 外部から住宅内部が覗かれないか。

【門 扉】

- 鍵がなければ容易に侵入できないものか。
- 外塀の高さと堅牢性に合致しているか。
- 来訪者を確認する手段（インターホン等）があるか。
- 周辺に照明設備があるか。
- 周辺に賊が身を潜める場所はないか。
- 門扉の内部から外の安全を確認できるか。

【駐車場】

- 住宅敷地内にあるか。
- 車の出入りが迅速かつ安全に行えるか。
- 駐車場の扉は、人の出入り扉と区別されているか。
- リモコンによる扉の自動開閉装置があるか。
- 駐車場内に賊が身を潜める場所はないか。
- 駐車場内に照明設備があるか。

2 集合住宅の第1次防衛線

【共通の出入り口（玄関ロビー）】

- 建物内部へは住居者以外の者が勝手に出入りできない構造か。
- 全ての出入り口は管理人又は守衛により管理されているか。
- 全ての出入り口は堅牢で、錠前がついているか。
- 周辺に賊が身を潜める場所はないか。
- 出入り口周辺に照明設備があるか。
- 来訪者の確認（インターホン等）が容易か。
- 夜間の出入り口の管理は万全か。
- 守衛、カード式鍵、TV監視装置などの管理は十分か。

【駐車場】

- 敷地内（外塀の内側）にあるか。
- 車の出入りが迅速かつ安全に行えるか（守衛による駐車場扉の開閉、リモコンによる自動開閉装置）。
- 24時間体制で管理人又は守衛により管理されているか。

- 周辺に賊が身を潜める場所はないか。
- 照明設備は十分か。
- 夜間の管理は万全か。

【建 物】

- 警報装置はあるか。
- 防火設備、非常階段などはあるか。
- 内外の照明設備は十分か。
- 賊が侵入する箇所（弱点）はないか。
- 耐震性は十分か。

3 独立家屋と集合住宅の第2次防衛線

【入口扉（玄関）】

- 扉と扉の枠は頑丈か。
- 2つ以上の錠前とドアチェーン又はデッドロックが付いているか。
- 扉に覗き穴、インターホン等来訪者が確認できる手段が付いているか。
- 扉の周囲に窓（賊が手を伸ばして窓を開ける）がないか。
- 周辺に照明設備（常夜灯）があるか。
- センサーなどの侵入警戒装置があるか。

【その他の出入り口】

- 扉と扉の枠は頑丈か。
- 鍵などが2つ以上付いているか。
- センサーなどの侵入警戒装置があるか。

【窓】

- 窓と窓枠は頑丈かつ安全（ロックは確実か）なものか。
- 独立家屋の場合、全ての窓に鉄格子が取り付けられているか。
- 集合住宅の場合、賊が容易に侵入できる箇所（テラス、階段等）はないか。
- 天窓、トイレの小窓、クーラーの取り付け部などにも鉄格子があるか。
- 鉄格子は取り外されたり、押し曲げられない強度か。
- センサーなどの侵入警戒装置はあるか。
- 緊急脱出の際、一部の窓の補強装置は内側から開閉できるか。

【建 物】

- 建物全体として侵入されない構造か。
- 屋根、床下などから侵入されない構造か。
- 建物内部に警報装置などがあるか。

4 独立家屋と集合住宅の第3次防衛線

- 主寝室などを避難室にするための工事は容易か。
- 入口扉と扉の枠は頑丈か。
- 窓に鉄格子が取り付けられているか。
- 壁、天井、床の強度は十分か。
- 電話（独立回線が望ましい）はあるか。
- 緊急時に必要な物、貴重品を保管する場所があるか。

車で移動するとき**1 車の購入**

- 盗難警報装置、小型無線機などの設置を考えたか。
- セキュリティー・フィルム又は飛散防止フィルムの装着を考慮したか。
- 自動車保険に加入したか。
- 自動車保険は、盗難、事故など全てをカバーしている保険であるか。
- 自動車保険は、滞在国の支払額を十分にカバーできる内容か
- 後日、十分な整備、ケアをしてくれる販売会社か。
- 部品がそろっている販売会社か。
- 全般的に不具合箇所はないか。

2 日常の車の整備及び状態

- 燃料は常にタンクの半分以上（理想）あるか。
- 常に管理の十分な駐車場に駐車しているか。
- 路上駐車はしていないか。
- 必ずロックをしているか。
- トランク内に予備用の水、オイル等を積んでいるか。
- 貴重品を車内に放置していないか。

3 車で移動

- 乗り降りの都度、周囲の安全を確認しているか。
- 車に乗り込む時は、外周、車体下、タイヤ等を点検しているか。
- 移動時の行動パターン（ワンパターンにならない）を考慮しているか。
- 路上駐車をさけているか。
- 道路事情を把握しているか。
- 目的地までのルートと、代替ルートを計画しているか。
- 警察、消防、病院、政府機関等の所在地を把握しているか。
- 走行中、ドアロックは確実に実施しているか。
- 走行中、貴重品を外部から見える位置に置いていないか。
- 脇道をさけ、交通量の多い道路を走行しているか。
- 車間距離は十分か。
- 不審車両に尾行された場合に、対処行動を予め計画しているか。
- 緊急時の際に使用する、電話番号リスト等を持参しているか。

4 運転手を雇用する

- 運転手に緊急時に必要な運転技術教育を行っているか。
- 運転手に警備員としての自覚を持たせているか。
- 運転手に常に車のそばにいるよう指導しているか。
- 非常時の合図などを決めているか。
- 移動のパターンを変えるように教育しているか。

生活面の安全対策**1 引っ越し後**

- 周囲の環境を把握（道路、地形等）したか。

- 警察、消防、病院等の所在地及び連絡先を確認したか。
- 最寄りの知人等の連絡方法を確認したか。
- 住居の安全対策上の弱点を把握したか。
- 住居の安全対策上の弱点を補う検討をしたか。
- 警備員の雇用を検討したか。
- 近所がどのような安全対策を取っているか確認したか。

2 来訪者に対する注意

- 来訪者の身元を確認してから対応しているか。
- 配達人（物）に対する警戒は十分か。
- 見知らぬ者（物売り，工事人など）を敷地内へ入れていないか。

3 使用人に対する注意

- 使用人の雇用（審査）は、信頼できる人からの紹介によるものか。
- 使用人の身元調査（特に正直さ、信頼性）を行ったか。
- 安全上の心得を機会あるごとに教育しているか。
- 許可無く来訪者を敷地内へ入れないように指導しているか。
- 家人が不在時の緊急連絡先を使用人に知らせているか。
- 使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せていないか。
- 常に適切な管理と指導を行っているか。

4 家族に対する注意

- 家族各人は安全に対する関心を持っているか。
- 住居に関する異常が発生したときの行動要領を熟知しているか。
- 無線機等の使い方を知っているか。
- 子供の通学路の安全は十分か。
- 家族各人の行動，居場所を常に把握しているか。

5 外出に際しての注意

- 場所や日程の決まった外出をしていないか。
- 戸締まり、施錠漏れの点検を行ったか。
- 火もと（特にタバコの後始末）の点検は行ったか。
- 出発・帰宅時に周囲の警戒を怠っていないか。
- 無線機又は携帯電話を携帯しているか。
- 華美な服装をしていないか。
- 現金は、分散して持ったか。

6 電話

- 電話機の側に緊急連絡先等のリストが常備されているか。
- 使用人が私用で電話をかけていないか。
- 電話を取る際に、こちらから名乗っていないか。
- 間違え電話に対してこちらの電話番号を教えていないか。

緊急用品準備リスト

(国外退避用)

- 旅券（最終頁に必ず緊急連絡先を記入してください）
- 航空券（既にオープンチケットを購入済みの場合）
- 現金（小切手又はトラベラーズ・チェック）とクレジット・カード
- 貴金属（時計も含む）
- 有価証券も含む通帳など
- 懐中電灯（電池はロングライフのものを海外で購入することが望ましい）
- 証明書用写真（いつ何時必要となることもあります）
- ティッシュ・ペーパー
- 衣類（可能であれば長袖のものも用意）、帽子
- タオル
- 下着
- サンダル（携行のしやすいもの）
- 洗面道具
- 食料品（缶詰類，クラッカー等）及びミネラルウォーター
- コンタクトレンズ、若しくは眼鏡
- 医薬品（常備薬，救急箱に装備されている程度の物）
- おむつとウエットティッシュ（幼児用）
- 粉ミルクとほ乳瓶（乳幼児用）
- 虫除けスプレー
- 生理用品
- 携帯用ラジオ（FM及び短波放送が受信可能なもの）
- マッチ類（可能ならばオイルライター）
- ナイフ（携帯用の小さいもの）
- 缶きり及び栓抜き
- 携帯電話と充電器

緊急連絡先（各国大使館、警察、消防、救急車）

<u>Index</u>	<u>Mission</u>	<u>Telephone No.</u>	
<i><u>DIPLMATIC MISSIONS</u></i>			
1	オーストラリア高等弁務官事務所(AUS)	21561	
2	イギリス高等弁務官事務所 (GB)	21705	
3	ニュージーランド高等弁務官事務所 (NZ)	21502	
4	アメリカ領事代理 (US)	23426/22393	
5	PNG大使館	20561	
<i><u>INTERNATIONAL ORGANIZATIONS</u></i>			
1	U.N.D.P.	22747	
2	FFA	21124	
3	JICA	24170	
4	World Bank	23333	
5	ADB (Asian Development Bank)	21444	
<i><u>POLICE, FIRE STATION, HOSPITAL, AMBULANCE</u></i>			
1	Honiara	Rove Head Quarter	23800
		Central Police	999/22999/22266
		Naha Police Station	999/39647
		Fire station	988
		National Referral Hospital	23600
		Honiara Private Medical Centre	24027
		Ambulance	911
2	Malaita, Auki	Police	111/7136000
3	Western , Gizo	Police	40132
		Gizo Hospital	60999/60966 60224

4	Western, Noro Police	61005
5	Western, Munda Police	61144/62189/62114
6	Shortland, Balalai Police	Wireless Radio
7	Buala, Isavel province police	35299
8	kirakira, Makira Province Police	50299
9	Lata, Temotu Province Police	53184
10	Taro, Choiseul Province Police	63199
11	Tulagi, Central Province Police	32999

AIRLINES

Solomon Airlines	20031
------------------	-------

TRAVEL AGENCIES

1	Solomon Airlines	20152/20031
2	GTS Travel	22586/22587

HOTELS AND CONTACT NUMBERS

		<u>PH No.</u>	<u>FAX No.</u>
<u>Honiara</u>			
1	Solomon Kitano Mendana Hotel	20071/20072	23942
2	King Solomon Hotel	21205	21771
3	Honiara Hotel	21740/21738	
4	Heritage Park Hotel	24007	21001
5	Pacific Casino Hotel	25009/25201	22880
6	Coral Sea Resort Hotel	26288	
<u>WESTERN PROV.</u>			
1	Gizo Hotel	60199	60137
2	Agnes Lodge	62133	62190
<u>MALAITA PROV</u>			
	Auki Motel	40014	